

3 埋立ての現況

3.1 瀬戸内海の埋立免許面積

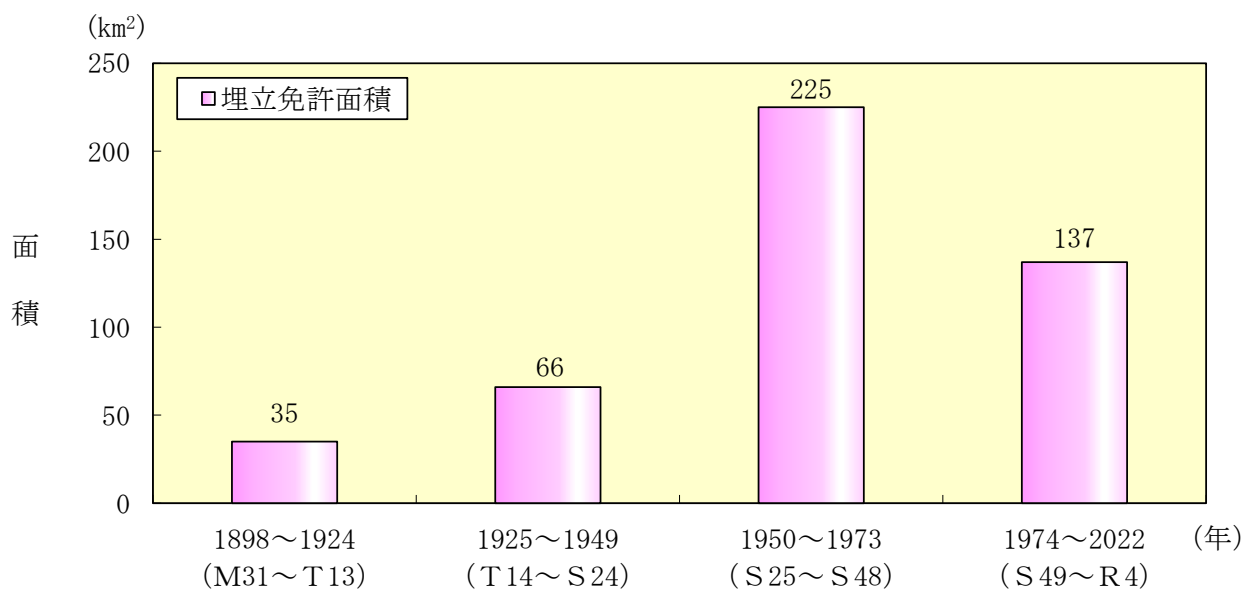
瀬戸内海では明治 31 年から大正 13 年までに約 35km²が、大正 14 年から昭和 24 年までに約 66km²が埋立免許された。昭和 25 年から昭和 48 年にかけては、重化学工業の集積等による沿岸域の埋立てが盛んになり、その間の埋立面積は約 225km²に達した。明治 31 年から令和 4 年までの埋立免許面積の合計は表 3-1 に示すように 463km²である。これら瀬戸内海の埋立免許の推移を図 3-1 に示す。

瀬戸内海における 50ha 以上の埋立てを図 3-2 に、大阪湾奥部における埋立状況を図 3-3 に示す。

表 3-1 瀬戸内海の埋立免許面積

	期 間	面積 (km ²)	年数 (年)	平均 (km ² /年)
埋 立 免 許 面 積	1898 (M31) ～1924 (T13)	35	27	1.3
	1925 (T14) ～1949 (S24)	66	25	2.6
	1950 (S25) ～1973 (S48)	225	24	9.4
	1974 (S49) ～2022 (R4)	137	49	2.8
	1898 (M31) ～2022 (R4) 累計	463	125	3.7
瀬戸内海の全体面積	23,203 km ²			
埋立免許面積／全体面積	2.0 %			

注) 埋立免許面積はすでに免許を取得している区域内で再度取得された面積を含む



注) 埋立免許面積はすでに免許を取得している区域内で再度取得された面積を含む
 出典：「瀬戸内海要覧」（建設省中国地方建設局）、環境省調べ

図 3-1 瀬戸内海の埋立免許面積の推移

3 埋立ての現況

表 3-2 瀬戸内海における大規模埋立事業一覧

免許年	事業実施地区・事業名称	埋立免許面積 (ha)	該当する 湾・灘名	特定海域の 指定有無
昭和50年	東予港西条地区	351	燧灘	○
昭和51年	阪南港木材地区	51	大阪湾	○
昭和52年	荏田港2号地地区	53	周防灘	
	荏田港沖	153	周防灘	
	三田尻港築地東地区	70	周防灘	
	水島港水島地区	96	備讃瀬戸	○
	姫路港妻鹿地区	79	播磨灘	○
	大阪港北港南地区	378	大阪湾	○
昭和53年	北九州港響灘地区	216	響灘	
	広島港海田地区	137	広島湾	○
	阪南港二色の浜地区	243	大阪湾	○
昭和55年	北九州港新門司北地区	205	周防灘	
	和歌山下津港北港地区	177	紀伊水道	
昭和58年	姫路港網干沖地区	81	播磨灘	○
昭和59年	柳井港柳井地区	65	伊予灘	
昭和61年	広島港五日市地区	154	広島湾	○
	水島港玉島地区	185	備讃瀬戸	○
	神戸港ポートアイランド第2期東側	229	大阪湾	○
	小松島港沖洲（外）地区	119	紀伊水道	
昭和62年	尼崎西宮芦屋港東海岸町沖地区	111	大阪湾	○
	関西国際空港建設事業	511	大阪湾	○
	南大阪湾岸整備事業	318	大阪湾	○
昭和63年	神戸港ポートアイランド第2期西側	161	大阪湾	○
	大阪港南港北地区	67	大阪湾	○
平成元年	堺泉北港汐見沖地区	203	大阪湾	○
平成6年	北九州港新門司沖地区	220	周防灘	
	小松島港赤石地区	61	紀伊水道	
平成7年	下関港新港地区	63	響灘	
	荏田港新松山地区	160	周防灘	
平成8年	広島港出島地区	129	広島湾	○
	岩国飛行場滑走路移設事業	215	広島湾	○
	宇部港東見初地区港湾整備事業	79	周防灘	
平成9年	神戸港六甲アイランド南	286	大阪湾	○
平成11年	阪南港阪南2区	142	大阪湾	○
	神戸港内	272	大阪湾	○
	関西国際空港2期事業	545	大阪湾	○
平成13年	大阪港内（大阪新島）	204	大阪湾	○
	徳島空港周辺整備事業	60	紀伊水道	
平成25年	大阪港内（大阪新島）	60	大阪湾	○
平成29年	新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）	250	周防灘	
平成30年	神戸港六甲アイランド南地区	131	大阪湾	○

注) 1. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

2. 平成14年～24年、26年～28年、31年～令和4年は50ha以上の埋立はない。

3. 平成25年の大阪港内（大阪新島）（60ha）及び平成30年の神戸港六甲アイランド南地区（131ha）は、既に埋立免許を取得している一部を再度受けたものである。

出典：環境省調べ

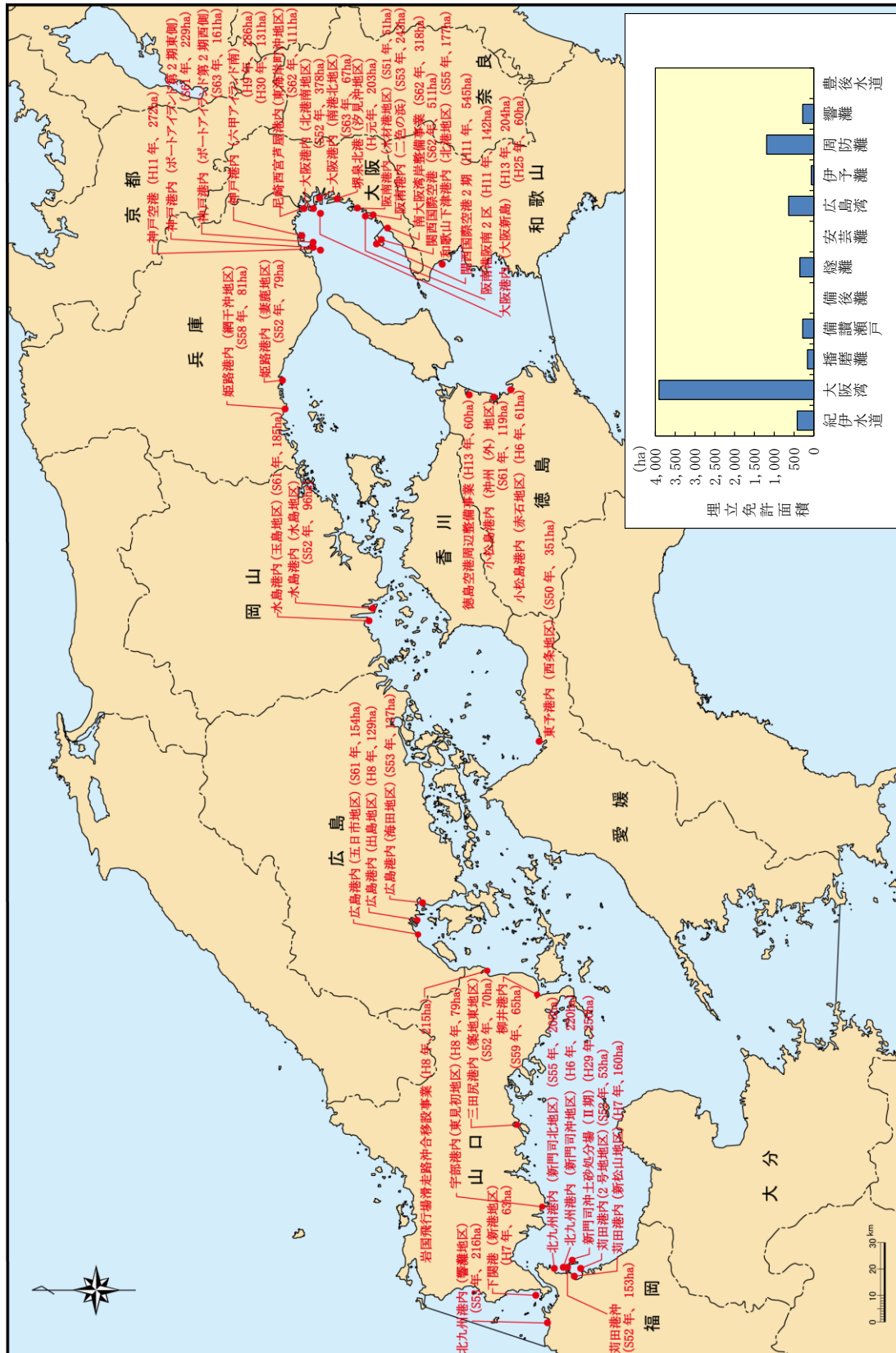
3 埋立ての現況

表 3-3 瀬戸内海における湾・灘別の大規模埋立事業一覧

湾・灘名	埋立免許面積 (ha)	免 許 年	事業実施地区・事業名称	埋立免許面積 (ha)	特 定 海 域 の 指 定 有 無
紀伊水道	417	昭和 55 年	和歌山下津港北港地区	177	
		昭和 61 年	小松島港沖洲（外）地区	119	
		平成 6 年	小松島港赤石地区	61	
		平成 13 年	徳島空港周辺整備事業	60	
大 阪 湾	3,912	昭和 51 年	阪南港木材地区	51	○
		昭和 52 年	大阪港北港南地区	378	○
		昭和 53 年	阪南港二色の浜地区	243	○
		昭和 61 年	神戸港ポートアイランド第2期東側	229	○
		昭和 62 年	尼崎西宮芦屋港東海岸町沖地区	111	○
		昭和 62 年	関西国際空港建設事業	511	○
		昭和 62 年	南大阪湾岸整備事業	318	○
		昭和 63 年	神戸港ポートアイランド第2期西側	161	○
		昭和 63 年	大阪港南港北地区	67	○
		平成 元 年	堺泉北港汐見沖地区	203	○
		平成 9 年	神戸港六甲アイランド南	286	○
		平成 11 年	阪南港阪南2区	142	○
		平成 11 年	神戸港内	272	○
		平成 11 年	関西国際空港2期事業	545	○
		平成 13 年	大阪港内（大阪新島）	204	○
		平成 25 年	大阪港内（大阪新島）	60	○
		平成 30 年	神戸港六甲アイランド南地区	131	○
播 磨 灘	160	昭和 52 年	姫路港妻鹿地区	79	○
		昭和 58 年	姫路港網干沖地区	81	○
備 讃 瀬 戸	281	昭和 52 年	水島港水島地区	96	○
		昭和 61 年	水島港玉島地区	185	○
燧 灘	351	昭和 50 年	東予港西条地区	351	○
広 島 湾	635	昭和 53 年	広島港海田地区	137	○
		昭和 61 年	広島港五日市地区	154	○
		平成 8 年	広島港出島地区	129	○
		平成 8 年	岩国飛行場滑走路移設事業	215	○
伊 予 灘	65	昭和 59 年	柳井港柳井地区	65	
周 防 灘	1,190	昭和 52 年	荏田港2号地地区	53	
		昭和 52 年	荏田港沖	153	
		昭和 52 年	三田尻港築地東地区	70	
		昭和 55 年	北九州港新門司北地区	205	
		平成 6 年	北九州港新門司沖地区	220	
		平成 7 年	荏田港新松山地区	160	
		平成 8 年	宇部港東見初地区港湾整備事業	79	
		平成 29 年	新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）	250	
響 灘	279	昭和 53 年	北九州港響灘地区	216	
		平成 7 年	下関港新港地区	63	

- 注) 1. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。
2. 平成25年の大阪港内（大阪新島）（60ha）及び平成30年の神戸港六甲アイランド南地区（131ha）は、既に埋立免許を取得している一部を再度受けたものである。

3 埋立ての現況



注) 1. 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

2. 昭和48年11月2日～令和4年11月1日までに免許されたもの。

3. () 内は順に、免許年、面積

4. 平成25年の大阪港内(大阪新島) (60ha) 及び平成30年の神戸港六甲アイランド南地区 (131ha) は、既に埋立免許を取得している一部を再度受けたものである。

5. 埋立免許面積はすでに免許を取得している区域内で再度取得された面積を含む

出典：環境省調べ

図 3-2 瀬戸内海における 50ha 以上の埋立

3 埋立ての現況



図 3-3 大阪湾奥部における埋立状況

3.2 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく規制

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海における公有水面埋立ての免許又は承認に当たって、関係府県知事は瀬戸内海の特殊性に十分配慮しなければならないこととされている。本規定の運用のため、昭和49年5月の瀬戸内海環境保全審議会答申を受け、埋立ての「基本方針」が策定された。「埋立ての基本方針」の概要は、次のとおりである。

－「埋立ての基本方針」の概要－

○根拠法令 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)

(法律条文) 第13条 関係府県知事は、瀬戸内海における公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認については、第2条の2第1項の瀬戸内海の特殊性(注)につき十分配慮しなければならない。

2 前項の規定の運用についての基本的な方針に関しては、中央環境審議会において調査審議するものとする。

(注)瀬戸内海の特殊性…瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活及び生業並びに地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地として、また、国民にとつて貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきものであること。

○基本方針(昭和49年5月、瀬戸内海環境保全審議会の答申)

(前 文) 瀬戸内海における埋立ては厳に抑制すべきであり、やむを得ず認める場合にも以下の基本方針が運用されるべきである。

方 針	備 考
(1) 全ての海域において、一般的配慮事項を確認すること	○一般的配慮事項 ①海域環境保全……水質汚濁による影響が軽微なことなど ②自然環境保全……生態系、自然景観への影響が軽微なことなど ③水産資源保全……漁業への影響が軽微なことなど
(2) 右記の区域において、埋立てを極力避けること	○環境保全上の指定地域 ①自然公園法による特別地域など ②自然環境保全法による特別地区など ③鳥獣保護法による特別保護地区 ④史跡名勝天然記念物 ○その他、法律で指定された漁業保全上の地域
(3) 特定海域において、留意事項に適合しない埋立てはできるだけ避けること	○特定海域………6海域；別図参照 水質汚濁が進んでおり、海水の滞留度が高い地域 ○留意事項 ①公害防止、環境保全に資するもの ②水質汚濁防止法による特定施設を設置しないもの ③汚濁負荷量の小さいもの

3 埋立ての現況

別 図 特定海域



注) 湾・灘の区分は「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立についての規定の運用に関する基本方針について」に準ずる。

海域名	大阪湾奥部	播磨灘北部	播磨灘中央部のうち香川県側	水島灘	燧灘のうち愛媛県側	安芸灘のうち広島県側及び広島湾
具体的な位置	大阪府泉南郡阪南町男里川河口左岸から兵庫県神戸市須磨区妙法寺川河口右岸に至る陸岸の地先海域	兵庫県江井島港西防波堤灯台から岡山県玉野市沼灰山出崎突端に至る陸岸の地先海域	香川県大川郡志度町馬ヶ鼻突端から香川県高松市郷東町香東川河口左岸に至る陸岸の地先海域	岡山県倉敷市下津井西ノ鼻突端から広島県阿伏兎灯台に至る陸岸の地先海域	愛媛県川之江市市川之江町余木余木崎から愛媛県越智郡波方町大角鼻突端に至る陸岸の地先海域	広島県呉市仁方町戸田東重岩灯標から山口県玖珂郡大畠町瀬戸山鼻に至る陸岸の地先海域

3 埋立ての現況

瀬戸内海環境保全臨時措置法施行（昭和 48 年 11 月 2 日）後、令和 4 年 11 月 1 日までの間に 5,002 件、総面積 13,694.7ha の埋立ての免許または承認がなされている。今後とも瀬戸内海における埋立計画の免許・承認に当たっては、埋立ての基本方針に照らして環境保全上の配慮がなされることとなる。府県別の埋立免許面積の推移を表 3-4 に、埋立免許面積の推移を図 3-4 に示す。

表 3-4 瀬戸内海における埋立免許面積の推移

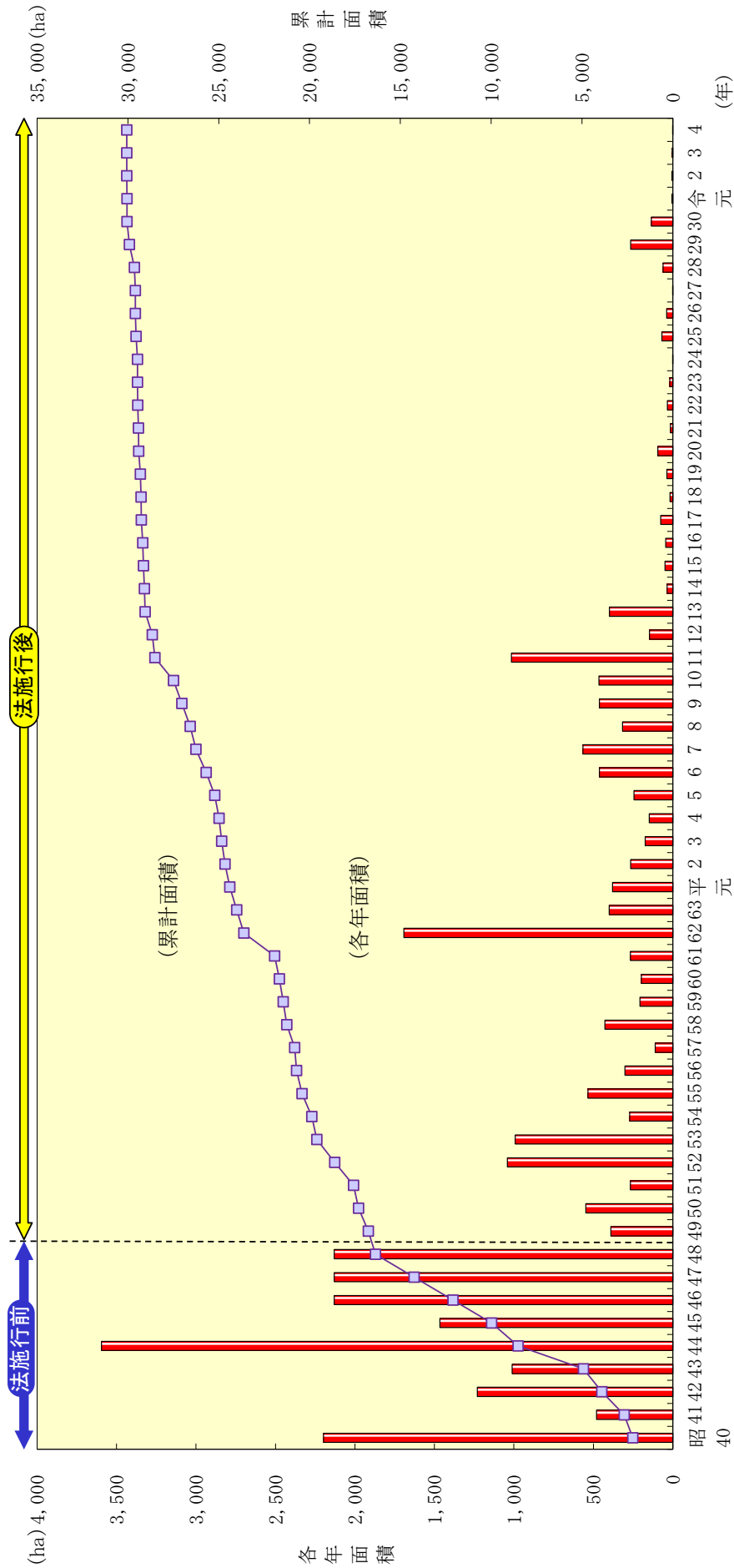
(単位：ha)

年	大阪	兵庫	和歌山	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	福岡	大分	合計	累積
昭40	144.3	348.9	65.1	795.6	68.8	24.4	0.8	565.0	109.7	13.1	61.5	2,197.2	2,197.2
41	0.1	33.3	84.3	191.3	40.5	11.4	31.6	35.3	5.1	11.3	35.7	479.9	2,677.1
42	6.3	362.7	2.1	4.9	44.6	159.1	22.0	15.7	7.9	549.1	55.6	1,230.0	3,907.1
43	44.0	2.9	15.3	39.0	612.3	76.1	28.5	19.4	34.2	109.9	28.7	1,010.3	4,917.4
44	163.1	768.7	41.4	1,985.7	87.4	165.1	41.8	242.8	28.7	1.8	68.7	3,595.2	8,512.6
45	182.7	410.5	8.8	5.7	116.8	51.0	4.5	270.4	49.7	232.3	132.5	1,464.9	9,977.5
46～48	628.6	1,597.2	42.0	1,680.6	634.7	353.1	11.6	182.8	297.9	351.4	611.6	6,391.5	16,369.0
49	6.1	11.5	0.7	38.2	19.9	44.1	23.1	37.4	108.6	59.7	40.9	390.3	16,759.3
50	0.0	18.7	15.3	6.3	10.0	86.5	3.5	34.3	357.9	4.0	10.5	546.9	17,306.2
51	62.1	49.5	0.3	2.5	39.8	19.0	10.9	40.8	24.0	1.1	16.1	266.1	17,572.3
52	410.7	96.4	4.2	117.4	7.8	39.1	0.1	39.6	30.3	251.2	43.6	1,040.5	18,612.8
53	244.0	6.5	0.4	53.0	159.5	115.5	7.8	21.4	54.6	255.4	73.2	991.3	19,604.1
54	20.6	82.6	1.8	3.7	28.2	13.1	2.1	3.7	18.7	3.7	93.4	271.6	19,875.7
55	0.7	58.4	188.7	17.7	7.3	5.2	1.7	5.6	16.0	216.3	16.5	534.1	20,409.8
56	53.8	7.5	5.9	10.1	55.6	25.5	32.9	25.5	60.5	11.5	12.1	300.9	20,710.7
57	0.0	13.8	3.4	4.9	5.6	5.0	3.3	4.9	27.7	1.2	40.9	110.7	20,821.4
58	21.7	99.3	2.0	45.3	42.7	110.3	4.9	41.4	49.1	0.3	10.9	427.9	21,249.3
59	0.1	10.8	0.4	10.5	19.8	82.7	0.5	26.5	5.1	41.2	9.3	206.9	21,456.2
60	28.8	15.3	8.2	13.4	15.0	6.8	0.4	15.6	78.3	3.7	12.7	198.2	21,654.4
61	0.0	3.6	3.4	1.6	8.9	17.5	119.4	7.0	87.0	3.7	14.7	266.8	21,921.2
62	830.1	364.0	12.9	191.8	165.2	22.8	1.5	16.8	53.9	6.4	26.1	1,691.5	23,612.7
63	106.6	171.7	13.2	0.8	16.6	10.4	0.9	27.4	40.8	0.6	10.9	399.9	24,012.6
平元	202.7	39.5	49.0	9.5	12.3	9.5	23.3	1.9	17.3	5.2	9.1	379.3	24,391.9
2	0.4	26.2	5.5	1.6	25.2	54.1	18.6	26.4	57.3	8.2	41.7	265.2	24,657.1
3	0.0	11.9	43.7	0.0	45.9	8.7	0.6	11.4	10.2	9.0	32.3	173.7	24,830.8
4	1.1	16.2	0.0	2.2	71.9	9.2	0.6	25.8	7.6	1.2	12.0	147.8	24,978.6
5	0.2	22.4	9.7	54.8	33.1	41.1	1.4	29.8	16.6	0.0	35.2	244.3	25,222.9
6	0.0	16.1	11.8	22.5	101.9	15.1	2.2	35.8	18.0	221.2	17.4	462.0	25,684.9
7	0.0	100.0	46.0	0.6	18.1	73.1	119.2	10.8	11.7	164.8	21.4	565.7	26,250.6
8	11.3	17.0	7.5	6.7	165.3	30.8	35.0	3.5	33.9	0.0	4.7	315.7	26,566.3
9	1.0	9.4	0.9	4.8	7.3	309.3	0.7	5.7	101.7	0.0	21.5	462.3	27,028.6
10	0.9	302.7	1.6	7.5	48.7	3.7	0.0	15.9	21.3	4.3	58.7	465.3	27,493.9
11	688.4	274.9	0.0	1.6	4.9	4.1	0.0	7.0	5.0	6.2	23.9	1,016.0	28,509.9
12	0.4	6.0	0.0	1.1	2.7	63.9	0.3	23.3	40.3	2.0	6.3	146.3	28,656.2
13	225.5	0.0	0.0	3.4	1.6	39.3	99.7	2.6	20.6	0.0	5.5	398.2	29,054.4
14	0.0	3.5	0.0	0.8	0.1	4.6	3.3	3.5	15.0	0.0	4.4	35.2	29,089.6
15	0.0	35.8	1.0	0.0	0.7	2.7	0.0	0.9	1.2	0.3	6.9	49.5	29,139.1
16	0.0	1.9	0.0	0.8	4.8	2.5	0.2	23.2	3.5	6.8	43.9	29,183.0	
17	-	0.4	0.5	0.6	1.8	35.1	17.9	0.1	8.0	0.2	11.9	76.5	29,259.5
18	0.0	0.4	0.2	0.0	1.4	0.0	0.0	10.6	2.8	0.0	2.4	17.8	29,277.3
19	-	2.1	-	25.8	0.1	1.4	1.6	0.0	2.0	-	4.6	37.6	29,314.9
20	-	0.5	-	46.2	6.1	15.2	3.1	20.1	3.1	-	0.1	94.4	29,409.3
21	-	0.5	0.1	-	6.8	0.3	-	0.1	3.2	-	3.9	14.9	29,424.2
22	-	1.8	-	2.1	1.1	21.5	-	-	6.1	0.1	0.7	33.4	29,457.6
23	-	3.4	0.4	0.0	-	0.1	12.7	1.1	-	0.4	0.3	18.4	29,476.0
24	-	-	0.4	-	-	-	0.0	-	0.2	-	1.2	1.8	29,477.8
25	63.3	-	0.0	-	3.3	-	-	0.1	1.0	0.5	0.2	68.4	29,546.2
26	-	-	0.9	-	1.9	33.0	-	0.3	0.6	0.0	1.3	38.0	29,584.2
27	-	-	-	0.2	0.1	0.4	-	0.2	0.2	-	-	1.1	29,585.3
28	-	0.1	-	-	-	13.0	0.0	4.2	6.1	38.4	-	61.8	29,647.1
29	-	-	-	-	-	1.5	13.8	-	-	249.6	0.3	265.2	29,912.2
30	-	131.0	0.7	-	2.5	-	-	0.0	0.6	-	0.1	134.9	30,047.1
令元	-	1.6	-	-	-	1.7	-	1.0	1.0	-	0.1	5.4	30,052.5
2	-	2.0	-	-	1.3	-	0.5	-	1.0	-	1.0	5.8	30,058.3
3	-	-	-	-	0.8	0.6	-	1.9	-	-	0.3	3.6	30,061.9
4	-	-	-	-	0.9	-	-	0.2	-	-	0.7	1.8	30,063.7
昭49～令4	2,980.5	2,036.9	440.7	710.0	1,174.5	1,399.0	567.7	592.3	1,449.3	1,575.1	768.7	13,694.7	

- 注) 1. 昭和40年～45年の各年の数値は、1月1日から12月31日までの合計
2. 昭和46年～48年は、昭和46年1月1日から昭和48年11月1日までの合計
3. 昭和49年以降の各年の数値は、前年の11月2日から11月1日までの合計
4. 面積について、「0.0」は0.05ha未満の埋立てであること、「-」は埋立てがないことを示す。
5. 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。
6. 過去に既に埋立免許・承認されている土地について、再度免許・承認がなされた場合については、重複して計上している。

出典：環境省調べ

3 埋立ての現況



注) 1. 昭和40年～47年は1月1日～12月31日、48年は1月1日～11月1日、49年以降は前年の11月2日～11月1日の累計(瀬戸内海環境保全臨時措置法は、昭和48年11月2日に施行)

2. 図中の昭和46年～48年の値は、3年間平均の数値を示した。

3. 過去に既に埋立・承認されている土地について、再度免許・承認がなされた場合には、重複して計上している。

出典：環境省調べ

図3-4 瀬戸内海における埋立免許面積の推移